

ー福祉催しを後援しますー

京都新聞社会福祉事業団の後援申請について

各種団体が行なう大会等の催しについて、京都新聞社会福祉事業団の後援申請を行なう場合、次の基準を設けています

【申請団体について】

- (1) 京都、滋賀で社会福祉向上のために活動を行ない、計画的・継続的・組織的に運営されている団体
- (2) 政治、宗教活動あるいは、営利目的のための勧誘活動や迷惑行為がない団体

【実施事業について】

- ▽福祉向上のため、本事業団の活動に沿い啓発性が高く有意義な事業
- ▽申請団体が原則として主催あるいは中心となり実施する事業

【申請方法について】

- (1) 本事業団所定の申請書を原則として開催日の2カ月前までに提出してください（郵送可）
- (2) 催し内容についての詳細（開催要項）を4部添付してください
- (3) 有料（参加・入場料）を受け取る場合は、予算書を添付してください
- (4) 申請団体の活動概要を示す資料を添付してください

【承認通知について】

- ▽申請内容を厳正に審査し、名義使用の可否を文書で申請者に郵送します

【名義表記について】

- ① [後援] 京都新聞社会福祉事業団
- ② [後援] (公財) 京都新聞社会福祉事業団
- ③ [後援] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

いずれかを催し資料、冊子、パンフレット、ポスター、看板などに
表記してください

【取材について】

▽催しの取材は、京都新聞報道部または、滋賀本社、各総局、支局へ直接、
依頼してください

【取り消しについて】

▽後援名義の基準に沿わないことが判明、または、開催要項の内容と実施した内容が相違した場合は承認を取り消します

【終了報告について】

▽催し終了後1カ月以内に実施報告書を本事業団まで提出してください

【その他】

▽後援名義を承認した催し、団体名を本事業団の印刷物などでお知らせすることがあります

[問い合わせ先] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 260

京都新聞トラストビル4階

TEL 075 (241) 6186 FAX 075 (222) 2515

<https://fukushi.kyoto-np.co.jp/>

以上